

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

1. 「1962年4月13日生まれのAさんは、63歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。また、Aさんが63歳になるまで働き、同社退職後、再就職をしない場合には、長期加入者の特例により、63歳から特別支給の老齢厚生年金の定額部分も受給することができます。長期加入者の特例とは、44年以上、厚生年金保険に加入し、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）を受けている人が退職などによって被保険者でなくなった場合に、報酬比例部分に加えて定額部分も受け取れる制度をいう。
2. 2022年4月以降、60歳台前半の在職老齢年金の支給停止基準額（賃金と年金月額合計額）が月額28万円から月額47万円に変更される。
3. 2022年4月以降、1962年4月2日以降生まれの人の繰上げによる当該年金額の減額率は0.4%となる。仮に、Aさんが61歳8カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、当該年金額の減額率は16%となる。

問2 正解

	①	②	③
記号	ニ	イ	チ

- I 「AさんがX社の継続雇用制度を利用し、60歳以後もX社に勤務した場合、Aさんは雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。60歳以後の各月（支給対象月）に支払われる賃金額が60歳到達時の賃金月額の（① **75%**）未満となる場合、高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月ごとに、賃金額の低下率に応じて一定の方法により算定されます」
- II 「Aさんが継続雇用制度を利用せず、X社を定年退職した場合、Aさんは、所定の手続を行うことにより、最長で（② **2**）年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。なお、任意継続被保険者の保険料は、（③ **Aさんが全額を**）負担します」

- ① 高年齢雇用継続基本給付金は、基本手当を受給していない被保険者を対象とする給付金をいい、60歳以後の賃金が60歳時点の賃金と比較して75%未満となっている必要がある。ほかにも、被保険者であった期間が5年以上あることなどの要件がある。
- ② 任意継続被保険者となった日から最長で2年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができる。
- ③ 勤務時の保険料は労使折半で負担していたが、任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となる。なお、保険料は退職したときの標準報酬月額（上限は30万円）によって決定される。

＜計算の手順＞

- <解説>

1. ①老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間にわたって国民年金保険料を納めると、65歳から満額が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間、学生納付特例制度や保険料納付猶予制度を適用した期間のうち保険料を追納しなかった場合には、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は40年であり、480月になる。

$$780,900\text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}} = 780,900\text{円}$$

2. 老齢厚生年金の年金額
(1) 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)

Aさんの2003年3月以前の被保険者月数は264月であり、平均標準報酬月額28万円を用いて算出する。

$$280,000\text{円} \times \frac{7.125}{1.000} \times 264\text{月} = 526,680\text{円}$$

2003年4月以降は平均標準報酬額を用いて算出する。

$$400,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 228\text{月} = 499,867.2\text{円}$$

$$526,680\text{円} + 499,867.2\text{円} = \textcircled{2} 1,026,547\text{円}$$

(2) 経過的加算額

経過的加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の加入期間である480月を代入して求める。

経過的加算額＝1,628円×厚生年金保険の被保険者期間の月数※

$$-780,900円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者期間の月数}{加入可能年数 \times 12}$$

※ 厚生年金保険の被保険者期間の月数は、1946年4月2日以降生まれの場合、480月が上限となる。

$$1,628円 \times 480月 - 780,900円 \times \frac{480月}{480月} = \textcircled{3}540円$$

(3) 基本年金額 (②+③)

$$1,026,547円 + 540円 = 1,027,078円$$

(4) 加給年金額 加算しない

(5) 老齢厚生年金の年金額 1,027,078円

【第2問】

問4 正解 ① 9.41 (%) ② 4.17 (%)

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、「純資産の金額と自己資本の金額は同じである」という記述があるため、純資産を用いて算出する（小数点以下第3位四捨五入）。

ROE（自己資本利益率）＝当期純利益÷自己資本×100

自己資本は85期と86期の平均を用いる。

$$4,000百万円 \div \left\{ (40,000百万円 + 45,000百万円) \times \frac{1}{2} \right\} \times 100 = 9.411\cdots \div 9.41\%$$

- ② 配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す指標で、一株当たりの年間配当金を株価で割って求める。

配当利回り＝1株当たり配当金※÷株価×100

$$200円 \div 4,800円 \times 100 = 4.166\cdots \div 4.17\%$$

※1株当たり配当金＝配当金総額÷発行済株式数

$$2,000百万円 \div 1,000万株 (10百万株) = 200円$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	×

<解説>

- ① X社株式のPBRは1倍を上回っている。

PBRは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産の何倍になっているかを示している。

$$PBR（株価純資産倍率）＝株価 \div 1株当たり当期純資産^{*}$$

$$X社：4,800円 \div 4,500円 = 1.066\cdots \approx 1.07倍$$

$$\text{※ 1株当たり純資産} = \text{純資産} \div \text{発行済株式数}$$

$$45,000百万円 \div 1,000万株（10百万株） = 4,500円$$

- ② 株式の発行会社が定めている権利確定日の2営業日前が権利付最終日であり、2022年3月29日（火）までに買付けを行えば、次の配当を受け取ることができる。
- ③ つみたてNISAでは、株式を購入することができない。つみたてNISAの対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期、積立、分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されている。X社株式を購入する場合には、一般NISAを利用する。なお、一般NISA勘定に受け入れることができる金額は120万円が上限となっている。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

- ① なお、クレジットカードの種類によってポイントの還元率や投資できる商品は異なる。
- ② インサイダー取引とは、上場会社の関係者などが、その職務や地位によって知り得た投資判断に重大な影響を与える未公表の会社情報を利用して、自社株などを売買することをいう。情報を知らない一般の投資者は不利な立場で取引を行うこととなり、金融商品取引法で禁止されている。J-REITや上場インフラファンドなどの売買についても同様である。
- ③ 上場株式等の利子等・配当等については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率を掛けた金額が源泉徴収される。
- $$X社株式の売却益：(5,300円 - 4,800円) \times 200株 = 10万円$$

【第3問】

問7 正解 ① 800（万円） ② 1,990（万円） ③ 355（万円）

<退職所得控除額>

$$(\text{① } 800) \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (37 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = (\text{② } 1,990) \text{ 万円}$$

<退職所得の金額>

$$(2,700 \text{ 万円} - 1,990 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = (\text{③ } 355) \text{ 万円}$$

<解説>

① 勤続年数が20年までは1年につき40万円、21年目からは1年につき70万円として計算を行う。

② Aさんの勤続年数は36年8カ月であるため、37年とする。

退職所得控除額：800万円＋70万円×（37年－20年）＝1,990万円

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

③ 退職所得の金額

退職金の額から退職所得控除額を差し引き、 $\frac{1}{2}$ を乗じる。

$$(2,700 \text{ 万円} - 1,990 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2} = 355 \text{ 万円}$$

問8 正解 ① 25 (万円) ② 635 (万円)

<解説>

① 総所得金額に算入される一時所得の金額

一時払変額個人年金保険 (10年確定年金) の解約返戻金 600万円

解約返戻金から正味払込保険料を差し引き、特別控除額50万円を控除して一時所得の金額を求める。

一時所得の金額 $600\text{万円} - 500\text{万円} - 50\text{万円} = 50\text{万円}$

一時所得の金額は、その2分の1を総所得金額に含める。

総所得金額に算入される一時所得の金額：25万円

$$50\text{万円} \times \frac{1}{2} = 25\text{万円}$$

② 総所得金額

Aさんの給与収入の金額は900万円。給与収入から給与所得控除額を差し引いて給与所得の金額を求める。

・給与所得控除額 195万円

Aさんは、子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を適用することができる。所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除することをいう。

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、(1)のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する際、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除することができる。

(1) 適用対象者

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額 (1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10% = 控除額※

$900\text{万円} - 850\text{万円} \times 10\% = 5\text{万円}$

給与所得の金額 $900\text{万円} - 195\text{万円} - 5\text{万円} = 700\text{万円}$

・不動産所得の赤字100万円には、土地の負債利子10万円が含まれているため、損益通算できる不動産所得は▲90万円となる。

給与所得700万円 - 不動産所得▲90万円 + 総所得金額に算入される一時所得25万円 = 635万円

問9 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① Aさんが適用を受けることができる基礎控除の額は、48万円である。基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなる。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

- ② Aさんの合計所得金額は635万円であり、妻Bさんの合計所得金額が48万円以下であるため、配偶者控除の適用を受けることができる。

妻Bさんの給与所得：給与収入80万円－給与所得控除額55万円＝25万円

配偶者控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、および控除対象配偶者の年齢により異なる。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんは54歳であるため、配偶者控除の控除額は、38万円となる。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

- ② 長女Cさんは19歳の大学生でかつ2021年の収入がないため、特定扶養親族に該当し、63万円の控除を受けることができる。

【第4問】

問10 正解 ① 480 (㎡) ② 1,680 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に耐火建築物または準耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

さらに甲土地は特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率が10%緩和される。

$$25\text{m} \times 24\text{m} \times (60\% + 10\% + 10\%) = 480\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

全面道路の幅員は7mであり、12m未満であるため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

2つの道路に面している場合には、幅員の広い方が前面道路となる。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $7\text{m} \times 4 / 10 = 280\%$

∴280%

$$25\text{m} \times 24\text{m} \times 280\% = 1,680\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

① 本特例の対象となる相続した家屋は、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で、次の3つの要件すべてに当てはまるものをいう。

イ 1981年5月31日以前に建築されたこと。

ロ 区分所有建物登記がされている建物でないこと。

ハ 相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた人がいなかったこと。

② 1981年5月31日以前に建築された家屋については、現在の建築基準法における耐震基準を満たしていない。そのため、「家屋を取り壊して更地で譲渡するか、または、家屋を一定の耐震基準を満たすようにリフォームしてから、その家屋のみを譲渡するか、もしくはその家屋とともに敷地を譲渡する」という要件がある。

③ 本特例と相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（相続税の取得費加算の特例）とは、いずれかの選択適用となる。

問12 正解

	①	②	③
記号	ハ	ニ	ト

「事業用定期借地権等は、事業用に限定して土地を定期で貸し出す方式です。事業用定期借地権等は、存続期間が10年以上（① 30）年未満の事業用借地権と（① 30）年以上50年未満の事業用定期借地権に区別されます。事業用定期借地権等の設定契約は、公正証書（② により作成しなければなりません）。

仮に、Z社が、事業用定期借地権等が設定された甲土地にデイサービス（通所介護）の施設を建設した後に、Aさんに相続が開始した場合、相続税額の計算上、甲土地は（③ 貸宅地）として評価されます」

<解説>

- ① 事業用定期借地契約は、もっぱら事業の用に供する建物の所有を目的として土地を定期で貸し出す方式をいう。
存続期間は10年以上50年未満であるが、10年以上30年未満の借地権を設定する場合と、30年以上50年未満の借地権を設定する場合とでは、借地借家法の規定の適用が異なる。
- ② 事業用定期借地権等の設定契約は、公正証書により作成しなければならない。
- ③ 事業用定期借地権等が設定された宅地は、相続税額の計算上、貸宅地として評価される。

【第5問】

問13 ① 102（万円） ② 1,500（万円） ③ 23（歳）

I 「仮に、長女Cさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2022年中にAさんから現金750万円の贈与を受けた場合、その贈与税額は（① 102）万円となります」

II 「仮に、孫Eさんや孫Fさんが、2022年中にAさんから教育資金の贈与を受け、『直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度』の適用を受けた場合、受贈者1人につき（② 1,500）万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、500万円が限度となります。

なお、教育資金管理契約期間中にAさんが死亡した場合、教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額（管理残額）があるときは、その死亡の日において、孫Eさんや孫Fさんが（③ 23）歳未満である等の一定の場合を除き、その残額は、相続税の課税の対象となります」

<解説>

- ① 父親であるAさんからの750万円の贈与を受けた場合は、特例贈与財産として取り扱われる。贈与税は、102万円である。
(750万円－110万円) × 30%－90万円＝102万円
- ② 『直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度』の適用を受けた場合、受贈者1人につき1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となる。
- ③ 契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として、贈与者から相続等により取得したものとされ、相続税の課税対象となる。なお、贈与者の死亡日において受贈者が23歳未満である場合など、一定の場合には相続等により取得したものとされない。

問14 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① 贈与財産の価額の累計額から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円。ただし、前年以前において、すでにこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度）を控除した後の金額に、一律20%の税率により贈与税が課される。
- ② この制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、暦年課税へ変更することはできない。
- ③ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上（2022年4月1日以後の贈与は18歳以上）の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫となっている。

問15 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

① 相続税法における死亡保険金の非課税金額の規定は、「500万円×法定相続人の数＝非課税限度額」となっている。法定相続人は、妻Bさん、長女Cさんの2人であり、最大1,000万円が非課税となる。なお、相続人以外の人が取得した死亡保険金には非課税の適用はない。

② 遺産に係る基礎控除額は、3,000万円＋600万円×法定相続人の数の算式にて求める。Aさんが相続開始前に孫Eさんと孫Fさんを自分の普通養子とした場合の法定相続人は3人であり、基礎控除額は4,800万円である。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3\text{人} = 4,800\text{万円}$$

普通養子について法定相続人の数に含める被相続人の養子の数は、次のように一定数に制限されている。

- ・被相続人に実子がいる場合：1人まで
- ・被相続人に実子がない場合：2人まで

③ 自宅敷地の面積は400㎡であり、敷地のうち330㎡について『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができる。

相続税の課税価格に算入すべき価額は2,720万円になる。

$$8,000\text{万円} - \left(8,000\text{万円} \times \frac{330\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\%\right) = 2,720\text{万円}$$